

国立研究開発法人農業生物資源研究所蚕種並びに桑の接穂及び苗木の配布規程

13農生研第77号

平成13年4月1日

最終改正 26農生研第20150324201号

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）が、国立研究開発法人農業生物資源研究所業務方法書第6条の規定により行う、研究所において育成・保存する原蚕種、交雑原蚕種及び交雑桑品種（以下「蚕品種」という。）の蚕種並びに桑品種の接穂、挿穂及び苗木の配布について、国内における品種の普及を図るため、その取り扱いの方針を定め、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(蚕品種の配布及び配布価格)

第2条 研究所は、別紙1に定める蚕品種の蚕種を生産し、次の条件により配布する。
配布単位は1蛾（1蛾：卵数は約400粒）とする。

- 一 原蚕種、交雑原蚕種（交雑蚕品種の親）
配布価格：1蛾当たり1,000円とする。
- 二 交雑蚕品種（実用蚕品種）
配布価格：1蛾当たり500円とする。

(桑品種の配布及び配布価格)

第3条 研究所は、別紙2に定める桑品種の接穂、挿穂及び苗木を生産し、次の条件により配布する。

- 配布単位：接穂及び挿穂の場合は100本、苗木の場合は10本とする。
配布時期：2～3月とする。
配布価格：単位当たり1,000円とする。
その他：種苗法に基づく利用許諾契約が既に締結されている品種は、販売業者からの購入を斡旋するものとする。

(配布価格の特別措置)

第4条 蚕品種について、その特性を生かした品種開発等研究を目的とした場合にあつては、研究所と共同研究契約を締結した上で実施するものとする。この場合にあつては、無償で配布することができるものとする。

2 増殖販売を目的とした申込みの場合は、必要に応じ別途許諾契約を結ぶものとする。

(配布の申込み)

第5条 蚕品種及び桑品種の配布申込みは、配布申込書（様式1号）及び同意書（様式2

号)をもって行う。なお、原則として配布時の1年前までに申し込まなければならない。

(配布の制限)

第6条 前条の規定による配布の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、蚕品種及び桑品種の配布を拒み、又はその数を制限することができる。

- 一 当該申込みに係る蚕品種・桑品種の量が不足しているとき。
- 二 配布を受けようとする者がこの規程に違反したことがあるとき。
- 三 その他わが国の農業に重大な悪影響を及ぼすおそれがある等により研究所において、配布を不相当と認めたととき(必要に応じて、農林水産省農林水産技術会議事務局の意見を踏まえるものとする。)

(代金の納付)

第7条 配布を行う場合には、研究所は配布申込者に請求書を発行するものとする。配布申込者は請求書に基づいて所定の代金を指定銀行口座に振り込むこととする。

ただし、配布申込者がクレジットカード決済を希望した場合は、国立研究開発法人農業生物資源研究所会計実施規則第14条ただし書について(20農生研第092404号)によるものとし、次条に規定する「代金の納付を確認した後に行うものとする。」は適用しないこととする。

(配 布)

第8条 配布は、無償で配布する場合(第4条第1項による場合をいう。)を除き、代金の納付を確認した後に行うものとする。

- 2 配布に当たっては、配布通知書(様式3号)を送付するものとする。

(配布申込者の責務)

第9条 配布を受けた者は、配布を受けた蚕品種・桑品種を配布申込書に記載した使用目的に供するものとし、第三者への譲渡・転売・貸与をしてはならない。

- 2 配布を受けた者は、配布を受けた蚕品種・桑品種を国外へ持ち出してはならない。
- 3 配布した蚕品種の性状等については、配布を受けた者が管理維持するものとし、配布後の蚕品種の性状等について、研究所はその責任を負わないものとする。
- 4 配布を受けた者は、配布申込書に記載した事項に変更を生じるときは、事前に変更届出書(様式4号)を研究所に提出しなければならない。
- 5 配布を受けた者は、使用が終了したときは、その結果について遅滞なく、使用終了報告書(様式5号)を研究所に提出しなければならない。
- 6 配布を受けた者は、使用の結果を公表するときは、研究所により配布を受けた旨を明記し、公表した論文・資料等を研究所に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか配布に関して必要な事項については、別途協議するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日 17農生研第052710号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 18農生研第0401139号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 19農生研第031104号）

この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。なお、施行日の前日までに改正前の規程により申し込まれた蚕品種及び桑品種の配布申込みについては、この規程により申し込まれたものとして取り扱う。

附 則（平成23年3月28日 22農生研第20110328073号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日 24農生研第20130326058号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 26農生研第20150324201号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙 1

配布用の蚕品種

原蚕種

日 03号 中 03号 支146号
日 04号 中 04号
日137号

交雑原蚕種

日 03号 × 日 04号 (日3・4) 中 03号 × 中 04号 (中3・4)
日509号 × 日510号 (日9・0) 中509号 × 中510号 (中9・0)
日601号 × 日602号 (日601・2) 中602号 × 中603号 (中602・3)
日603号 × 日604号 (日603・4) 中604号 × 中605号 (中604・5)

注) カッコ内には交雑原種の略称を示した。

交雑蚕品種

品 種 名	愛 称
日137号 × 支146号	
(日601号 × (日602号 × (中602号 日602号 × (中603号	(しんあさぎり)
(日509号 × (中509号 日510号 × (中510号	(ありあけ)
中514号 × 中515号	(はくぎん)
欧 16号 × 支 16号	

別紙 2

配布用の桑品種

普及品種

しんいちのせ
ゆきしのぎ
ゆきしらず
みなみさかり
しんけんもち
ときゆたか
はやてさかり
あおばねずみ
おおゆたか *
みつしげり *
ゆきまさり *
みつみなみ *
たちみどり *
ゆきあさひ *
ひのさかり *
はちのせ *
みつさかり *
せんしん **
なつのぼり *
あやのぼり *

特殊用途向け品種

ララベリー (果実採取用) **
ポップベリー (果実採取用) **

(* : 品種登録有効品種)

(** : 利用許諾契約品種)

網掛けの桑品種は挿穂の配布も可能

配布申込書（蚕品種・桑品種）

国立研究開発法人 農業生物資源研究所
理事長 殿

申込年月日：平成 年 月 日

申込者氏名 _____
所属機関 _____
所属部科室等 _____
所属部科室等の長の氏名 _____
住 所 〒 _____

T e l . _____
F a x . _____
E-mail _____

下記の遺伝資源の配布を申し込みます。

品 種 名	数量（蛾、本）	掃立て予定日（蚕品種の場合） 挿穂・苗木の別（桑品種の場合）
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

使用の目的： _____

使用期間：平成 年 月 ～ 平成 年 月（予定）まで

※本申込書の記載内容は、配布事業に関する以外には使用しません。「国立研究開発法人 農業生物資源研究所における個人情報取扱いの適正な取扱いのための措置に関する規程」に則り、本人の承諾無く第三者へ開示いたしません。

同意書（蚕品種・桑品種）

平成 年 月 日付で配布の申込みをした（品種名） _____ の
蚕品種・桑品種の使用にあたっては、

- （1）「配布申込書（蚕品種・桑品種）」に記載した使用目的以外には使用しません。
ただし、使用者は本同意書に記載された範囲での、蚕品種・桑品種の使用に関する権利を除き、知的財産権その他の一切の権利が使用者に譲渡されるものではないことを承諾します。
- （2）配布を受けた「蚕品種・桑品種」は第三者に譲渡・転売・貸与しません。ここでの「譲渡・転売・貸与」とは、知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含みます。
- （3）配布を受けた「蚕品種・桑品種」は、海外への持ち出しをしません。
- （4）使用者が第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合、使用者及び所属機関の責任において必要な一切の対応をします。また、違反行為をしたことにより国立研究開発法人農業生物資源研究所等に霜害を生じせしめたときは、使用者及び所属機関は、これを賠償する責任を負います。
- （5）「蚕品種・桑品種」の使用によって損失が生じた場合は、国立研究開発法人農業生物資源研究所等の故意又は重大な過失によるものでない限り、使用者の責任で処理をします。
- （6）実施期間が終了次第、様式 5 号により使用の結果を報告します。また、「配布申込書（蚕品種・桑品種）」の記載内容に変更が生じる場合は、様式 4 号により事前に変更の届け出をします。
- （7）使用結果を公表する場合は、当該「蚕品種・桑品種」が国立研究開発法人農業生物資源研究所より配布を受けたことを明記し、公表した論文・資料等を送付します。
- （8）当該「蚕品種・桑品種」の使用によって特許権その他の権利を得る場合は、事前に国立研究開発法人農業生物資源研究所に通知します。権利は、原則として国立研究開発法人農業生物資源研究所及び配布申込者等の共有とし、権利の持ち分については協議し、合意のうえ決定します。

国立研究開発法人 農業生物資源研究所
理事長 殿

平成 年 月 日

申込者氏名 ㊟

所属部科室等の長の氏名 ㊟

- 注 1 氏名を自署又はサインする場合には、押印を省略することができます。
注 2 押印する場合も含めて、FAX・PDF形式等の写しで提出することができます。

配布通知書（蚕品種・桑品種）

第 号
平成 年 月 日

殿

国立研究開発法人 農業生物資源研究所理事長

申込みのあった下記蚕品種・桑品種を配布します。

種 類	品 種 名	数量（蛾、本）	備 考
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----

蚕品種・桑品種の利用にあたってのお願い。

- 1 配布した蚕品種・桑品種は速やかに内容をご確認ください。その際、何らかの異常がみられた場合には、多少に関わらずお知らせ下さい。
- 2 「配布申込書」（様式 1 号）の記載内容に変更が生じる場合は、事前に「変更届出書」（様式 4 号）を提出して下さい。
- 3 使用が終了した場合には、遅滞なく「使用結果報告書」（様式 5 号）を提出して下さい。
- 4 配布された蚕品種・桑品種の使用結果を公表する場合には、国立研究開発法人農業生物資源研究所より配布されたものであることを明記して下さい。
- 5 公表された論文・資料等については、当研究所あてに送付して下さい。
- 6 配布された蚕品種・桑品種を使用した結果、特許出願等を行う場合には、事前に当研究所あてに連絡を下さい。

（連絡先及び書類等送付先）

〒305-8602 茨城県つくば市観音台2丁目1-2
国立研究開発法人 農業生物資源研究所 ジーンバンク事業推進室
T e l : 0 2 9 - 8 3 8 - 7 4 6 7
F a x : 0 2 9 - 8 3 8 - 7 0 5 4
E-mail : genebank@nias.affrc.go.jp
U R L : <http://www.nias.affrc.go.jp/gb/gb2.html>

※お手数ですが、配布申込手続き等についてのお問い合わせは、なるべく電子メールまたはFAXをご利用下さい。

備 考 :

様式 4 号

変 更 届 出 書 (蚕品種・桑品種)

国立研究開発法人 農業生物資源研究所
理事長 殿

所 属 (機関・部課室等)

氏 名

平成 年 月 日付け提出の「配布申込書 (蚕品種・桑品種)」の記載内容に変更が生じるので、下記のとおり届け出ます。(配布通知書： 年 月 日付け 号)

1 変更年月日

2 変更事項

3 変更理由

使用結果報告書（蚕品種・桑品種）

国立研究開発法人 農業生物資源研究所
理事長 殿

所 属（機関・部課室等）

氏 名

平成 年 月 日付け提出の「配布申込書（蚕品種・桑品種）」に係る使用が終了したので、下記のとおり報告します。（配布通知書： 年 月 日付け 号）

1 配布を受けた蚕品種・桑品種

種 類	品 種 名	数 量	備 考
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----

2 使用の目的

3 使用期間

4 結果の要約

5 公表論文・資料等